

国民健康保険税 納税通知書

通知書番号	
地区番号	
世帯番号	
個人番号	
納税義務者	

口座情報	

期別	税額	納期限
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

様

上記のとおり納付してください。

税額 算出 基礎	所得割			資産割			③均等割額	④平等割額	⑤小計 ①+②+③+④		
	課税所得額	税率%	①所得割額	固定資産税額	税率%	②資産割額	被保険数				
	⑥軽減額			⑦限度超過額	⑧計算上年税額 ⑤-⑥-⑦	⑨減免等の額	⑩確定年税額	内訳			
	均等割	平等割	小計					退職分	一般分		
医療分											
支援金分											
介護分											
確定年税額							納付額	既に納付通知している額	今後納付すべき額	普通徴収納付額	特別徴収納付額
内訳	退職分	一般分									

個人別 課税 明細	氏名		月数	課税所得額	所得割額	固定資産税額	資産割額	均等割額	計
		医療分							
	支援金分								
	介護分								
	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	医療分								
	支援金分								
	介護分								

平等割額	医療分	支援金分	介護分
------	-----	------	-----

## 国民健康保険税の賦課について

### 1. 課税の根拠

この税金は、地方税法および市町村国民健康保険税条例の規定によって賦課期日（4月1日）現在当該市町村内に住所を有する国民健康保険の被保険者である世帯主（被保険者の資格がない世帯主であって、その世帯内に被保険者のある当該世帯主を含む。）に課せられます。

### 2. 月割課税

賦課期日後に新たに納税義務が発生した世帯主に対しては、その発生した月から月割で算定した額を課し、納税義務が消滅した世帯主に対しては、その消滅した月の前月まで月割した額が課税されます。

なお、賦課期日後に世帯内の被保険者に異動があった場合は月割をもって税額が増減されます。

### 3. 介護2号被保険者について

介護納付金分保険税において年度途中に65歳に到達される2号被保険者については、65歳到達月の前月までの分を月割にて算定し、その額を条例で定められた納期に分割しております。

### 4. 不服の申立

この税金の賦課について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に、市町村長に対して異議の申立てをすることができます。

### 5. 納期限までに納入しなかった場合

この税金を各納期限までに納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行なわれるほか法律の定めるところによって延滞金が徴収されます。

### 6. この領収書は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

### 7. 納税通知書に記載されている国民健康保険税の額は、医療一般被保険者国民健康保険税と医療退職被保険者等国民健康保険税と後期高齢者支援金分保険税と介護納付金分保険税の合計額です。

内訳については当該市町村に申し出てください。

#### <納めるところ>

宮崎銀行 各支店 各出張所

日向農業協同組合 各支店

九州内のゆうちょ銀行および郵便局  
(沖縄県及び納付期限以降は受付できません)